

【諮問（個人）第147号】

24川情個第14号  
平成24年7月13日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年12月6日付け22川教指第2397号にて諮問のありました保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会の行った異議申立人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は妥当ではなく、「平成20年度〇〇〇小学校3年2組児童出席簿」中、11月21日の出席状況を早退とし、11月分の早退日数を訂正すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成21年4月30日付けで開示された〇〇〇小学校3年2組児童出席簿（以下「本件対象公文書」という。）における本件児童の保有個人情報につき、平成22年8月30日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、平成20年11月21日は実際には早退しているため出席となっている記載を早退と訂正し、併せて早退日数を訂正する旨、保有個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、平成22年9月29日付けで、①訂正の根拠となる資料が存在せず事実確認が不能であり、②本件請求時に異議申立人から証明資料として添付があった録音カセットテープ（以下「録音テープ」という。）の音声情報では訂正を要する日が特定できない、として拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成22年11月26日付けで、本件処分に対し、事実に基づいて訂正すべき、として異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第147号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成22年11月26日付け異議申立書、平成23年4月3日付け意見書及び平成24年2月10日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

学校内における出席状況の把握・確認は、学校の安全管理上の最重要事項である。どの児童がいて、どの児童がいないか把握できていないようでは、有事の際の対応力が非常に不安である。

その記録である出席簿の管理については、担任教諭や学校長が責任をもって確実に行うべきことであり、記載に漏れがあること自体が学校側の責任である。小学校で児童の出欠確認ができていないという非を認めて然るべき状況において、児童及び家庭側に立証責任を負わせていること自体が非常におかしな話である。

また、「訂正の根拠がない」「訂正日を特定できない」とのことであるが、何を提出すれば訂正できるのか。実施機関はどのような方法で確認しているのか。事実に基づいて誤りを訂正しようとしているのであるから、どのようにすればよいのか教示してほしい。

なお、録音の日付の特定については、ICレコーダー（以下「録音機器」という。）を提示することにより録音日を確認することは可能である。主張の根拠となる資料として審査会に当該録音機器を持参する。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成23年2月28日付け処分理由説明書及び平成24年1月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

出席簿の訂正を求められた場合は、最近のことであれば担任教諭等の記憶によることもあるが、学校側と児童側の双方が確認している連絡帳、保健室の利用記録、「〇月欠席調べ」（以下「欠席調べ」という。）、担任教諭等の個人的なメモ等に基づき事実が確認できた場合には、個人情報の訂正請求によらずとも訂正に応じることとしている。

平成20年11月21日（以下「本件該当日」という。）については、①異議申立人側から連絡帳の提出がなかったこと、②本件児童の保健室の利用記録がなかったこと、③欠席調べは既に廃棄されていたこと、④担任教諭等の個人的なメモは既に処分されていたことから、実施機関において早退の事実を確認することはできなかった。

また、訂正すべき事実の誤りを証する書類として本件請求の際に異議申立人が提出した録音テープを確認したが、録音テープのインデックスの記載内容は異議申立人が本件請求に当たって自ら記載したものであると思われるため実施機関ではその真偽を確認できないこと、録音テープの音声情報から本件該当日における早退の事実を確認することができなかったことから、決定的な証拠資料が提出されたとはいえず、拒否処分としたものである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書における異議申立人と実施機関の主張に関し、以下のよう

- (1) まず、本件対象公文書における本件該当日に本件児童が出席とされている点について、異議申立人は、「本件児童は、本件該当日に実際には早退しているため早退に訂正し、上記に伴い授業日数における早退日数の変更を求める」というものである。

これに対し実施機関は、異議申立人が提出した録音テープの音声情報からは早退の事実が確認できず、その他の客観的な記録はなく、本件対象公文書における本件児童の出欠等の状況に係る記載及び11月分の早退日数について誤りがあるとはいえないため、異議申立人の訂正請求に対する拒否処分は妥当である旨主張する。

本件該当日において本件児童が早退した事実があるか否かを確認するためには、本件対象公文書のほか、それを補完するための客観的資料として、①連絡帳、②保健室の利用記録、③欠席調べ、④その他担任教諭等の個人的なメモ等があるが、①の連絡帳については異議申立人から提出がされていない。そして、②から④の資料は、廃棄等によって本件児童が本件該当日に早退したことを確認できる証拠とはならなかった。

そして、異議申立人が本件請求の根拠として提出した録音テープには、担任教諭が休みのため、代わりの男性（教頭と思われる男性）が異議申立人に対し、本件児童が足痛のため給食後に迎えに来て欲しいとの会話（以下「本件会話内容」という。）が録音されているが、いつの出来事であるかが言及されておらず、録音テープの内容だけでは会話の日時を特定することはできなかった。なお、録音テープのインデックス部分には「2008年11月21日 ○○○小学校 ○○教頭より『足痛で早退した

い』との連絡の録音の一部」と記載されているものの、それは異議申立人が後から記載したもので、直ちに上記の会話日が本件該当日であることを特定するに足りる客観的証拠とはいえない。

- (2) そこで当審査会において、異議申立人が提出した録音機器本体を再生して検分したところ、当該録音機器のディスプレイ部分に、録音日時「2008年11月21日12時10分」と表示され、本件会話内容が録音されているほか、当該録音の直後に録音日時「2008年11月21日12時46分」と表示され、異議申立人の声と学校の門を開けるような音に続き、異議申立人が本件児童を迎えに来たこと、本件児童の荷物を引き取りたいことを申し出ている内容が録音されていることが確認された。

加えて、実施機関が提出した「平成20年度〇〇〇小学校日課時程」によれば、本件該当日の3年生の授業は5時限授業であり、下校指導が14時25分から始まることになっており、異議申立人が本件児童を迎えに来たのが本件該当日の12時46分過ぎであることから、本件児童の帰宅が授業終了後ではなく、早退に当たることが伺われる。また、実施機関が提出した担任教諭の「出勤簿」によれば、本件該当日欄が〇〇となっており、本件会話内容の日付を補強するものといえる。

以上のとおり、異議申立人が提出した録音機器による録音日時・録音内容の検分結果、担任教諭の出勤簿等によれば、本件該当日に本件児童が早退した事実が推測され、その他、これに反するような資料等は見当たらない。

よって、異議申立人の請求のとおり、本件該当日に本件児童は早退したものと認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、異議申立人の訂正請求に理由があると認められるので、本件対象公文書の本件該当日における本件児童の出席状況を早退とし、11月分の早退日数を訂正することが相当である。したがって、当該訂正請求に理由があると認めなかった実施機関の判断は妥当でなく、条例第22条に基づき、上記のとおり訂正すべきである。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一  
委員 植村 京子  
委員 小坪 淳子  
委員 三浦 大介